## 令和元年度 財政援助団体等監査(2)監査結果措置状況

## ≪ (公財) 神戸市スポーツ協会・(公財) 神戸YMCA・アシックスジャパン㈱共同企画

## (地区体育館指定管理者)≫

| 監査結果の概要              | 措置内容               | 措置状況 |
|----------------------|--------------------|------|
| (1) 指摘事項             |                    |      |
| ①指定管理業務にかかる銀行口座名義を   |                    |      |
| 共同事業体の名称を冠した口座とするべ   |                    |      |
| きもの                  |                    |      |
| 指定管理業務で使用している銀行口座    | 指定管理者に対し、共同事業体名での  | 措置方針 |
| の名義を確認したところ, 使用料金収納  | 口座を作成するよう申し伝えるととも  |      |
| 口座は代表団体である(公財)神戸市ス   | に、指定管理協定を変更する。     |      |
| ポーツ協会名義で施設ごとに作成、指定   | 現在,指定管理者においては,共同事  |      |
| 管理料収納口座は(公財)神戸市スポー   | 業体の名称を冠した口座の開設手続きを |      |
| ツ協会名義で北須磨文化センター以外の   | 進めている。             |      |
| 施設で1口座作成していた。        |                    |      |
| 本市の指定管理者制度における共同事    |                    |      |
| 業体については、制度全般に関する基準   |                    |      |
| が整備されていないが,庁内の施設所管   |                    |      |
| 課向けのマニュアルである「公の施設の   |                    |      |
| 指定管理者制度運用マニュアル」では、   |                    |      |
| 「11.6 資金管理専用口座の開設」で, |                    |      |
| 「使用料収入や使用料返還事務に係る資   |                    |      |
| 金及び修繕費については、ペイオフ対策   |                    |      |
| 等のため、必ず指定管理者に専用口座(預  |                    |      |
| 金保険法第51条の2第1項に規定する   |                    |      |
| 決済用預金)を開設させて管理させてく   |                    |      |
| ださい。」とされている。また、「公の施  |                    |      |
| 設の指定管理者制度運用マニュアル【様   |                    |      |
| 式集】」では、共同事業体協定書のひな型  |                    |      |
| の中で,「当事業体の取引金融機関は, 〇 |                    |      |
| ○銀行○○支店とし、共同事業体の名称   |                    |      |
| を冠した代表者の名義により設けられた   |                    |      |
| 別口預金口座によって取引するものとす   |                    |      |
| る。」とされている。なお、この様式集の  |                    |      |
| 目次には、「この様式集はあくまで一例で  |                    |      |
| す。施設の特性等に応じて、適宜必要な   |                    |      |
| 修正を加えてください。」と記されてい   |                    |      |
| る。                   |                    |      |
| 以上のことから、共同事業体の名称を    |                    |      |
| 冠した銀行口座名義とすることは,マニ   |                    |      |
| ュアル上義務付けられていないが、共同   |                    |      |
| 事業体の名称を冠しない会社名義の口座   |                    |      |
| の場合、その名義の会社が破産したとき   |                    |      |

| 監査結果の概要  | 措 置 内 容 | 措置状況 |
|--|---------|------|
| に、口座内の金員の帰属にリスクが生じ<br>る。   |         |      |
| 共同事業体固有の財産と峻別するため,本市所管局は,共同事業体の名称を<br>冠した口座を施設ごとに設けるよう,指<br>定管理協定や仕様書で示し,遵守させる<br>べきである。 |         |      |